

個人課税課情報	第5号	令和6年12月2日	国 税 庁 個 人 課 税 課
---------	-----	-----------	--------------------

会計検査院の令和4年度決算検査報告における申告所得税及び
個人事業者に係る消費税に関する指摘事項等について(情報)

会計検査院の令和4年度決算検査報告の内容、その処理等については、令和5年11月21日付官総7-83ほか10課共同「令和4年度決算検査報告について(指示)」により指示したところであるが、このうち、申告所得税及び個人事業者に係る消費税に関する指摘事項等を別添のとおり取りまとめたので、今後における執務の参考のため送付する。

1 指摘事項の内容(表1及び表2参照)

(1) 申告所得税の徴収不足に関する指摘事項を令和3年度と比較すると、件数は22件と同数となっているところ、金額は71,007千円で21,782千円増加している(対前年度比144.2%)。

これらの租税計(全税目)の指摘事項に占める割合は、件数では25.9%(令和3年度30.6%)、金額では29.9%(令和3年度30.7%)となっている。

(2) 個人事業者に係る消費税の徴収不足に関する指摘事項を令和3年度と比較すると、件数は9件と同数、金額は15,483千円で4,116千円増加している(対前年度比136.2%)。

これらの租税計(全税目)の指摘事項に占める割合は、件数では10.6%(令和3年度12.5%)、金額では6.5%(令和3年度7.1%)となっている。

表1 徴収過不足の推移

(単位:上段 %,下段 件・千円)

区分		申告所得税			個人事業者に係る消費税			租 税 計		
		2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
件数	徴収不足	26.9 14	30.6 22	25.9 22	13.5 7	12.5 9	10.6 9	52	72	85
	徴収過大	- -	- -	- -	- -	- -	100.0 1	-	2	1
金額	徴収不足	28.3 43,811	30.7 49,225	29.9 71,007	8.3 12,926	7.1 11,367	6.5 15,483	154,924	160,624	237,855
	徴収過大	- -	- -	- -	- -	- -	100.0 3,007	-	1,550	3,007

(注) 上段は、各年度の各々の租税計に対する構成比である。

表２ 徴収過不足（局別）の推移

(1) 申告所得税

区分 局別	指摘事項件数			徴収過不足額		
	２年度	３年度	４年度	２年度	３年度	４年度
合 計	件 － 14	件 － 22	件 － 22	千円 － 43,811	千円 － 49,225	千円 － 71,007
東 京	－ 8	－ 10	－ 12	－ 31,010	－ 14,310	－ 46,001
大 阪	－ －	－ 1	－ －	－ －	－ 1,033	－ －
名 古 屋	－ 2	－ 6	－ 1	－ 4,768	－ 21,606	－ 822
関東信越	－ 2	－ 3	－ 5	－ 3,338	－ 7,644	－ 16,657
広 島	－ －	－ 1	－ －	－ －	－ 2,694	－ －
仙 台	－ －	－ －	－ 2	－ －	－ －	－ 3,200
福 岡	－ 2	－ －	－ 1	－ 4,696	－ －	－ 1,856
札 幌	－ －	－ －	－ 1	－ －	－ －	－ 2,472
熊 本	－ －	－ 1	－ －	－ －	－ 1,938	－ －
高 松	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
金 沢	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －
沖 縄	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －	－ －

(注) 上段は徴収過大の件数及び金額(△を付して表示)、下段は徴収不足の件数及び金額である。

(2) 個人事業者に係る消費税

区分 局別	指摘事項件数			徴収過不足額		
	2 年度	3 年度	4 年度	2 年度	3 年度	4 年度
合 計	件 -	件 -	件 1	千円 -	千円 -	千円 △3,007
	7	9	9	12,926	11,367	15,483
東 京	-	-	-	-	-	-
	3	8	6	8,010	10,652	11,461
大 阪	-	-	-	-	-	-
	1	-	1	1,860	-	915
名 古 屋	-	-	-	-	-	-
	1	-	-	946	-	-
関東信越	-	-	-	-	-	-
	1	-	1	1,302	-	2,509
広 島	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
仙 台	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
福 岡	-	-	-	-	-	-
	-	-	1	-	-	598
札 幌	-	-	1	-	-	△3,007
	1	-	-	807	-	-
熊 本	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
高 松	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
金 沢	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
沖 縄	-	-	-	-	-	-
	-	1	-	-	715	-

(注) 上段は徴収過大の件数及び金額(△を付して表示)、下段は徴収不足の件数及び金額である。

2 指摘事項の発生原因別件数（表3及び表4参照）

- (1) 申告所得税に関する指摘事項の発生原因別件数の状況は、①通常の注意を払わなかったため、納税者の申告誤りを見過ごしたものが最も多く21件(件数構成比95.5%)、次いで②法令の適用、所得金額及び税額の計算等について誤った処理を行ったものが1件(件数構成比4.5%)となっている。
- (2) 個人事業者に係る消費税に関する指摘事項の発生原因別件数の状況は、①通常の注意を払わなかったため、納税者の申告誤りを見過ごしたものが9件(件数構成比90.0%)、次いで②その他が1件(件数構成比10.0%)となっている。

表3 指摘事項の発生原因別件数の推移

(単位: 上段 %, 下段 件)

発生原因	申告所得税			個人事業者に係る消費税		
	2年度	3年度	4年度	2年度	3年度	4年度
法令の適用、所得金額及び税額の計算等について誤った処理を行ったもの	14.3 2	4.5 1	4.5 1	- -	- -	- -
通常の注意を払わなかったため、納税者の申告誤りを見過ごしたもの	85.7 12	95.5 21	95.5 21	100.0 7	100.0 9	90.0 9
その他	- -	- -	- -	- -	- -	10.0 1
計	100.0 14	100.0 22	100.0 22	100.0 7	100.0 9	100.0 10

(注) 上段は、各年度の税目別の合計件数に対する構成比である。

表 4 類型別集計表

(1) 申告所得税

区分 所得区分	指摘事項件数						徴収過不足額		
	2 年度		3 年度		4 年度		2 年度	3 年度	4 年度
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比			
合 計	件 -	% 100.0	件 -	% 100.0	件 -	% 100.0	千円 -	千円 -	千円 -
	14		22		22		43,811	49,225	71,007
① 譲渡所得	- 6	42.9	- 12	54.5	- 6	27.3	- 19,941	- 35,446	- 14,339
② 事業所得	- 1	7.1	- 9	40.9	- 5	22.7	- 579	- 11,215	- 11,446
③ 不動産所得	- 6	42.9	- 1	4.5	- 8	36.4	- 19,175	- 2,565	- 41,419
④ そ の 他	- 1	7.1	- -	-	- 3	13.6	- 4,117	- -	- 3,804

(注) 上段は徴収過大の件数及び金額(△を付して表示)、下段は徴収不足の件数及び金額である。

(2) 個人事業者に係る消費税

区分 指摘事項	指摘事項件数						徴収過不足額		
	2 年度		3 年度		4 年度		2 年度	3 年度	4 年度
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比			
合 計	件 -	% 100.0	件 -	% 100.0	件 1	% 100.0	千円 -	千円 -	千円 △3,007
	7		9		9		12,926	11,367	15,483
① 仕入税額	- 7	100.0	- 4	44.4	- 6	60.0	- 12,926	- 3,278	- 9,929
② 課税標準	- -	-	- 4	44.4	- 1	10.0	- -	- 7,512	- 756
③ 簡易課税	- -	-	- 1	11.1	1 1	20.0	- -	- 577	△3,007 1,935
④ そ の 他	- -	-	- -	-	- 1	10.0	- -	- -	- 2,863

(注) 上段は徴収過大の件数及び金額(△を付して表示)、下段は徴収不足の件数及び金額である。

3 指摘事項の発生を防止するための措置

会計検査院の令和4年度決算検査報告における申告所得税及び個人事業者に係る消費税に関する主な指摘事項は表5のとおりであるが、過去の指摘事項を含め、同様の誤りを繰り返さないよう、次のような措置を講じる必要がある。

(1) 職員に対する研修の充実

職員に対する研修に際しては、所得税では事業所得、不動産所得の申告漏れや必要経費に算入されるべき額の計算誤り等、消費税では仕入控除税額の算定誤り等について、具体例に基づいた研修を実施する。

また、法令等の改正があった場合には、速やかに研修を実施するなどして十分に周知を図る。

(2) 的確な申告審理等の実施

申告審理に当たっては、特に次のような点に配意してその的確な実施を図る。

イ 申告所得税

(イ) 高額な消費税の還付金受給者をK S Kシステムにより抽出の上、税込経理方式を選択している消費税の課税事業者が、消費税の還付金及び還付加算金を事業所得や不動産所得等の収入金額に計上しているか、悉皆的に申告審理を行う。

課税処理を要する者については、調査必要度の検討を行い、調査必要度の高い事案については極力早期に調査を実施する。

(ロ) 一時所得、譲渡所得、雑所得等で相当高額と認められるものについては、収入金額及び必要経費の内容のほか所得区分についての的確な申告審理を行う。

(ハ) 事業所得及び不動産所得の計算上、必要経費に算入されている事業専従者給与の額及び減価償却費の方法等について、関係する各種届出書の内容を踏まえ、誤りがないか確認する。

(ニ) 租税特別措置法第10条の3（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除）等、複雑な計算を要するものについては、必要に応じ審理担当者に念査させるなど、申告審理が適切に行われるよう努める。

ロ 個人事業者に係る消費税

資産課税部門から「譲渡所得資料カード」及び「譲渡所得の内訳書」の写しが回付された場合には、消費税の課税売上の対象となる事業用資産の譲渡を行った納税者が、消費税の課税事業者であるか否かを確認の上、適切に処理を行う。

(3) 納税者等に対する説明

納税者等に対する各種説明会、税理士会との会合等において、税法の一般的な説明のほか、特に申告誤りの多い事項、各種の特例の適用要件等についても併せて説明するなど、申告誤りの未然防止に努める。

表5 指摘事項

(1) 申告所得税（譲渡所得を除く。）

指摘内容	指摘の端緒
税込経理方式を選択している消費税の課税事業者が、消費税の還付金及び還付加算金を事業（不動産）所得の総収入金額に計上していなかった。	・ 所得税青色申告決算書 ・ 消費税確定申告書
事業所得に係る減価償却費について、定額法により計算をすべきところ、定率法により計算していた。	・ 所得税青色申告決算書
建物及び土地の取得価額に含めるべき仲介手数料を、不動産所得に係る必要経費（支払手数料）として計上していた。	・ 所得税青色申告決算書
事業所得に係る青色事業専従者給与について、事前に届け出ていた金額よりも多い金額で計上していた。	・ 青色事業専従者給与に関する（変更）届出書
中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用ができないにもかかわらず、当該特別控除の適用を受けていた。	・ 所得税確定申告書 ・ 中小事業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
中小事業者が給与等の給与等の引き上げを行った場合の所得税額の特別控除について、控除額の計算に誤りがあった。	・ 中小事業者が給与等の引き上げを行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(2) 個人事業者に係る消費税

指摘内容	指摘の端緒
課税取引にならない給料賃金及び租税公課等を課税仕入に計上していた。	・ 所得税青色申告決算書 ・ 消費税確定申告書
事業用資産の譲渡に係る課税売上額を課税資産の譲渡等の対価の額に含めていなかった。	・ 所得税青色申告決算書 ・ 消費税確定申告書
簡易課税の事業区分に誤りがあった。	・ 所得税青色申告決算書 ・ 消費税確定申告書